

有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の次世代システムに係るタクソノミ維持・開発業務の調達仕様書（案）についての御意見に対する回答

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
1	P. 12	3. 1. 2 本委託業務の 範囲	「金融庁が上の④又は⑤の事項に対応する改訂を行った後の、EDINET タクソノミ及び関連資料は、原則として本業務の対象範囲である。」との記載があります。これらの改訂で EDINET タクソノミの様式が追加になった場合、EDINET タクソノミ等改訂業務、ヘルプデスク業務等の対象様式が増加する、との理解でよいか。	御理解のとおりです。
2	P. 16 P. 19	3. 2. 1 EDINET タクソ ノミ等改訂業務 3. 3. 1 XBRL 作成ツール 及び関連タクソノミ 改訂業務	「図表 3. 2. 1-3 EDINET タクソノミの改訂作業の実施」の No. 5 及び No. 6 並びに「図表 3. 3. 1 XBRL 作成ツール及び関連タクソノミの改訂」の No. 5 中の「バリデーション」は、受託者が独自に実施するバリデーションに加え、システム運用事業者と連携して実施するステージング環境等でのバリデーションが含まれるとの理解ですが、明確化をお願いしたい。	御意見を踏まえ次のとおり明確化します。 「図表 3. 2. 1-3 EDINET タクソノミの改訂作業の実施」の No. 5 及び No. 6 並びに「図表 3. 3. 1 XBRL 作成ツール及び関連タクソノミの改訂」の No. 5 の説明に次の文言を付加： なお、バリデーションには、システム運用事業者と連携してステージング環境等で次世代 EDINET のバリデーション機能を利用して実施するバリデーションが含まれ、その実施フローは、「図表 3. 2. 1-4 ステージング環境等での確認が必要な場合のフロー」による。
3	P. 18	3. 2. 2 IFRS 適用提出者 用ガイドライン等改 訂業務	「図表 3. 2. 2 IFRS 適用提出者用ガイドライン等改訂業務の内容」の No. 3 に次の記載があります。 担当：PJMO 作業項目：ガイドライン等改訂方針の確認 説明：「受託者との協議の結果を踏まえ IFRS 適用提出者用ガイドライン等の改訂方針を確認する。 本作業項目には、ガイドライン等改訂方針を、その時の IFRS 適用方針に基づいて、最終的に PJMO が「承認」することが含まれる、との理解ですが、明確化をお願いしたい。	御意見を踏まえ次のとおり明確化します。 作業項目：ガイドライン等改訂方針の <u>確認及び承認</u> 説明：受託者との協議の結果を踏まえ IFRS 適用提出者用ガイドライン等の改訂方針を <u>確認し、承認する</u> 。

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
4	P. 19	3. 3. 1 XBRL 作成ツール 及び関連タクソノミ 改訂業務	設計業務については「図表 3. 3. 1 XBRL 作成 ツール及び関連タクソノミの改訂」に明記が ありませんが、本改訂業務の遂行に必要な設 計業務は、本委託業務の範囲との理解でよい か。	御理解のとおりです。
5	P. 21	3. 4. 1 ヘルプデスク 業務	ヘルプデスクで受け付ける質問としては、例 えば、次のような内容との理解でよいか。 ・提出者からの、XBRL 書類を作成する際の作 成ルールに関する質問。 ・情報利用者からの、提出された XBRL 書類 を利用する際のデータ仕様に関する質問。	御理解のとおりです。
6	P. 23	3. 4. 1 ヘルプデスク 業務 (3) サービスレベル	「図表 3. 4. 1-5 ヘルプデスク業務のサービ スレベル管理指標値」中の質問の種類「その 他の質問」に調査が必要な質問も含まれるべ きとの理解ですが、明確化をお願いしたい。	御意見を踏まえ質問の種類 No2 を次のとおり 明確化します。 質問の種類 No2 : その他の質問 (PJMO、各財務（支）局、システム運用事業 者、機器調達業者等のサポートが必要な質問 及び調査が必要な質問)
7	P. 24	3. 5 ドキュメント改 訂業務	「図表 3. 5 改訂対象のドキュメント」の No. 4 の提出ファイル仕様書の記載において、対象 範囲が、「XBRL での提出ファイルに係る内容 に限る。」となっていますが、XBRL での提出 ファイルに係る内容であっても、XBRL の技術 仕様とは関係のない事項は、本委託業務に含 める必然性がないと考えられるので、明確化 をお願いしたい。	御意見を踏まえ次のとおり明確化します： EDINET タクソノミ又は XBRL の技術仕様に関 する事項及びそれらから派生する内容に限 る。
8	P. 24	3. 5 ドキュメント改 訂業務	バリデーションと齟齬があった場合に、バリ デーションガイドライン及びメッセージ 一覧を改訂することとされています。仮に本委 託業務の範囲外の変更開発が行われる場合、 それに伴い必要となるバリデーションガイ ドラインの改訂は、当該変更開発を受託する 事業者の担当範囲との理解でよいか。	御理解のとおりです。

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
9	P. 25	3. 6 付随業務	「③ 証券監査官等への XBRL 研修の実施」について、実施すべき研修の内容、範囲等の明確化をお願いしたい。	御意見を踏まえ次の文言を付加します： XBRL 関連の研修内容は、EDINET における XBRL の導入状況、XBRL データの基礎知識、XBRL データ作成の概要、証券監査官等が利用する XBRL 関連の EDINET システム機能の概要等である。年度ごとに詳細な研修内容を PJMO と協議した上で、受託者が研修資料を作成し、金融庁の確認及び承認を受けること。
10	P. 25	3. 6 付随業務	「関連して依頼するその他の事項」の内容について、具体的な内容を明確化していただきたい。	御意見を踏まえ次のとおり明確化します： PJMO 又は関東財務局システム管理補助者が本委託業務に関連して依頼するその他の <u>質問、調査依頼、情報提供依頼等</u> への対応（ただし、追加要員を必要としない範囲の事項に限る。）。
11	P. 35	6. 3. 5 品質管理	「⑥ 他事業者が作成した成果物について、受注者が責任を持って確認すること」とあるが、他事業者とは、どの事業者を示すのでしょうか。また、運用事業者としての責任範囲の明確化をお願いしたい。	他事業者には、次の者が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発事業者 ・システム運用事業者 ・本委託業務の対象範囲外の業務（以下「他業務」という。）を金融庁が実施し、その結果本委託業務の対象範囲に影響を及ぼす場合、他業務を受託する事業者 また、御意見を踏まえ次のとおり明確化します： ⑥ <u>本委託業務に関連して他事業者から成果物を受け取る場合は、他事業者が作成した成果物について、本委託業務の遂行に必要な範囲で受託者が責任を持って確認すること。</u>